

ハンブルクにおける西・南ヨーロッパ 外来商人のイベリア貿易と バルト海地方（17世紀前半）

—— 商品取引・制度・ネットワーク ——

菊池雄太

序 論

近世商業都市の経済的發展にとって他地域から移入してきた外来商人が果たした役割は大きく、それはハンザ商業史研究においても注目されてきた⁽¹⁾。ここで重視されるのは、外来商人の移入により資本や商業技術、取引ネットワークなどがもちこまれ、それが中世商業の枠組みを打破し、新たな発展可能性を開いた、という点であろう。近世以降ヨーロッパ有数の貿易港に成長するハンブルクは、そのような都市の代表例のひとつとされる。

中世のハンブルクはハンザの重要な構成都市であり、当時の同市商業はバルト海地方の最大中心商業都市リューベックと、陸上交易路を通じて緊密に結びついていた⁽²⁾。両都市の交易は、ヨーロッパ北東部のバルト海経済圏と、ヨーロッパ北西、フランドルを中心とした北海経済圏を結節する東西交易の基軸であった。しかしハンブルクは、「北海にあるリューベックの港」と称されるように⁽³⁾、中世における商業機能はリューベックに従属的であったと考えられている。

(1) さしあたり Marie-Louise Pelus-Kaplan, "Merchants and Immigrants in Hanseatic Cities, c. 1500-1700", in Donatella Calabi / Stephen Turk Christensen (eds.), *Cities and Cultural Exchange in Europe, 1400-1700*, Cambridge 2007, pp. 132-153 を参照。

(2) 谷澤毅『北欧商業史の研究－世界経済の形成とハンザ商業－』知泉書館, 2011年, 31-74 ページ。

(3) この呼称は W. フォーゲルの研究に由来する。Walther Vogel, *Kurze Geschichte der Deutschen Hanse*, München / Leipzig 1915, S. 23.

る。ハンブルクの発展が本格的に進み、今日に見られるような大都市の姿を形成し始めるのは、ハンザ衰退後のことであった。すなわち同市は16世紀以降、西・南ヨーロッパ商人の移住を受け入れることで、ハンザの一都市からヨーロッパ屈指の港湾都市へと発展する。外来商人の経済的貢献は、彼らがもっていた資本、商業技術、商業ネットワークなどを都市にもちこんだことにある⁽⁴⁾。このような発展様式は、躍進する近世北海・大西洋商業（に組み込まれたハンブルク）と、衰退する中世ハンザ商業（を代表するリューベック）という対置的な図式に当てはめられている。

たとえばハンザ通史のスタンダードを著した Ph. ドランジェは、ハンブルクが商業発展した第一の要因が外来商人の受容であることを指摘した上で、16世紀後半以降ハンブルクで発達したイベリア半島との貿易とバルト海地方との関係について、以下のように述べる。「あきらかに、ハンブルクのスペイン貿易への関心は、東方貿易（＝バルト海貿易、筆者注）の減少という、当時の北ヨーロッパ都市には唯一の事例を説明するものである。」⁽⁵⁾ すなわちここでは、イベリア貿易とバルト海貿易それぞれの比重が反比例の関係でとらえられている。同様に H. シュトーブも、ハンブルクへの西・南ヨーロッパ商人の移入によりイベリア貿易が発達し、それとは対照的に同市のバルト海貿易が縮小したと指摘する⁽⁶⁾。

このような構図の背景を説明する際に研究上たびたび言及されているもののひとつが、商業制度、とくにギルド規制の強弱とそれに密接に関わる移住者政策の違いである。近年の成果では、制度の比較分析の立場からこの問題を論じ

(4) Rainer Postel, "Reformation und Gegenreformation 1517-1618", in Hans-Dieter Loose (Hg.), *Hamburg. Geschichte der Stadt und ihrer Bewohner*, Bd. 1, Hamburg 1982, S. 249-251. 外来商人の移入によるハンブルク商業の発展を論じた邦語研究として玉木俊明『北方ヨーロッパの商業と経済 1550-1815 年』知泉書館, 2008 年, 342-346 ページ。

(5) Philippe Dollinger, *Die Hanse. Neu bearbeitet von Volker Henn und Nils Jörn*, 6. Aufl., Stuttgart 2012, S. 469-471. 引用は S. 471.

(6) ドランジェやシュトーブは、このような主張の根拠としてバルト海地方を往来するハンブルク船舶の減少を指摘しているが、そこではリューベックとの陸上貿易は考慮されていない。

たE. リンドベリの研究が挙げられる。⁽⁷⁾彼の議論の要点を紹介すれば、ハンブルク商人層は近世においてギルド規制を弱め、西・南ヨーロッパ出身外来商人の都市への受容と取引活動の自由を認めたため、彼らの出身地との商業関係が拡大した。一方リューベックではギルドの閉鎖性が強く、そのような発展の芽が摘まれたという。この見解そのものはそれほど目新しいものではないが、ギルド制度を経済成長の阻害要因であると改めて論じた点は、制度経済史研究の主流と異なっており、注目に値する。⁽⁸⁾

しかし、リューベックと比較した場合のハンブルク商業の発展および制度上の差異を論じる場合には、2つの点で注意が必要である。まず、ハンブルク商業が進んだ道は、リューベック・バルト海地方との関係からの乖離を必ずしも伴わなかったと考えられる。K. ニューマンが指摘するように、バルト海地方を西・南ヨーロッパ商業の後背地としてとらえた場合、⁽⁹⁾両者はハンブルクを中継する商品輸出入を通じて緊密に結びついていたはずである。さらに筆者は近年の研究で、北海とバルト海を結ぶ中世ハンザ東西商業の基幹路たるハンブルク-リューベック間陸上ルートが、近世においてもなお頻繁に利用されていたことを示した。⁽¹⁰⁾また制度的な側面での留意点として、ハンブルクではギルド規制が弱かったとはいえ、流通制度の面では外来商人が完全な自由を謳歌したと

-
- (7) Erik Lindberg, "The Rise of Hamburg as a Global Marketplace in the Seventeenth Century. A Comparative Political Economy Perspective", *Comparative Studies in Society and History* 50-3 (2008), S. 641-662. さらに以下も参照：Erik Lindberg, "Club goods and inefficient institutions: why Danzig and Lübeck failed in the early modern period", *Economic History Review* 62-3 (2009), pp. 604-628; Erik Lindberg "Merchants Guilds in Hamburg and Königsberg. A Comparative Study of Urban Institutions and Economic Development in the Early-Modern Period", *Journal of European Economic History* 39-1 (2010), pp. 33-65.
- (8) 同様の観点からヨーロッパのギルド制度と経済成長の関連を論じた研究として Sheilagh Ogilvie, *Institutions and European Trade. Merchant Guilds, 1000-1800*, Cambridge 2011.
- (9) Karin Newman, "Hamburg in the European Economy, 1660-1750", *Journal of European Economic History* 14-1 (1985), p. 69.
- (10) 菊池雄太「ハンブルクの陸上貿易 1630～1806年 - 内陸とバルト海地方への商品流通 -」『社会経済史学』第78巻第2号（2012年8月），192-221ページ。Yuta Kikuchi, *Hamburgs Handel mit dem Ostseeraum und dem mitteleuropäischen Binnenland vom 17. bis zum Beginn des 19. Jahrhunderts. Warendistribution und Hinterlandnetzwerke auf See-, Fluss- und Landwegen*, Diss., Greifswald 2013.

は言えず、特定商品の市内通過・荷卸し強制や市民への販売強制、客人取引・客人間取引の禁止などが存在していた。⁽¹¹⁾ これら諸点はハンブルクに受容された外来商人の取引活動や商業ネットワークのあり方に少なからぬ影響を及ぼしたはずである。そのように考えると、先行研究が示した構図には議論の余地がある。

したがって、再考されるべきは、ハンブルクの西・南ヨーロッパ貿易とバルト海貿易との相互関係とその構造である。上段の議論を踏まえると、この問題は外来商人の取引活動や彼らの商業ネットワーク、ハンブルクの商業制度という観点からとらえられる必要がある。そこで本稿では、これらの観点から近世ハンブルクのイベリア貿易とバルト海地方との経済的關係を分析することで、先行研究とは異なる商業発展像を提示する。イベリア貿易を取り上げる理由は、上述のドラランジェやシュトープのように、当該貿易がハンブルクの西・南ヨーロッパ貿易の発達とバルト海貿易の後退という図式を説明する際の例として挙げられているからである。

対象時期は、17世紀前半に定める。その理由は第一に、ハンブルクへの商人移入、また同市の西・南ヨーロッパ貿易およびバルト海貿易の展開にとって、17世紀初頭がひとつの節目と考えられるからである。第二に、ハンブルクに数少ないまとまった史料が、この時期について残されていることが挙げられる。第三は、三十年戦争（1618～48年）との関連である。他の多くのドイツ都市と異なり、戦争の災禍にも関わらずハンブルクが経済的に没落しなかったことはよく知られているが、本論でも触れられるように、その事実とバルト海地方との商業関係は少なからぬ関係を持っていたと考えられるのである。

本論ではまず、西・南ヨーロッパ外来商人のハンブルクへの移入とイベリア貿易の展開について概観する。次にイベリア貿易における商人の商品取引内容を分析し、それを踏まえてバルト海地方との商業関係について論じる。そこで得られた結果に基づき、最後にハンブルクの商業制度との関係を考察する。

(11) 「客人取引」および「客人間取引」は、本論で後述される。

I 西・南ヨーロッパ外来商人の移入とイベリア貿易

ハンブルクのみならずリュエックも、イベリア貿易に参入してはいた。⁽¹²⁾しかし16世紀後半以降、ハンブルクに移入した西・南ヨーロッパからの商人が、同市のイベリア貿易に特別な刺激をもたらした。外来商人のうち、イベリア貿易で大きな比重を占めるグループを形成したのが、ネーデルラント商人とポルトガル＝ユダヤ商人である。⁽¹³⁾これら商人たちの取引活動は、すでにH.ケレンベントの古典的著作により網羅的に研究された。⁽¹⁴⁾さらに近年、J.ペタリングが、外来商人の都市への同化、仲間意識、移住者集団の結束の経済的機能といった新たな問題関心のもとで、まとまった研究を出している。⁽¹⁵⁾

これら商人の移住の直接的背景は、宗教的・政治的なものである。すなわち、スペインとネーデルラントの宗教的対立により1585年にアントウェルペンが陥落した際にネーデルラント商人が、またイベリア半島における異端審問・迫害によりポルトガル＝ユダヤ商人がハンブルクへ移住する。移民の受容はルター派都市ハンブルクの宗教的寛容（非寛容）と経済的利害が複雑に絡み合うことになるのだが、⁽¹⁶⁾本稿ではこの問題には立ち入らず、以下ではネーデルラント商人とポルトガル＝ユダヤ商人のハンブルクへの移入について簡単に触れたのち、その取引活動を分析する。

ネーデルラント商人の移入の波は16世紀中葉から始まる。当初は手工業者の移住が中心であったが、もっとも大規模でハンブルク経済にとって重要で

(12) Harri MEIER, "Zur Geschichte der hansischen Spanien- und Portugalfahrt bis zu den spanischen-amerikanischen Unabhängigkeitskriegen", in Ders. (Hg.), *Ibero-Amerika und die Hansestädte. Die Entwicklung ihrer wirtschaftlichen und kulturellen Beziehungen*, Hamburg 1937, S. 93-152.

(13) 後者はいわゆるセファルディム商人であるが、史料上では自称他称問わず「セファルディム」の語は用いられず、「Portugiesen」あるいは「portugiesische Nation」として現れるため、その名称をそのまま用いる研究が多い。そのため本稿ではさしあたり「ポルトガル＝ユダヤ商人」という名称を用いる。

(14) Hermann Kellenbenz, *Unternehmerkräfte im Hamburger Portugal-und Spanienhandel 1590-1625*, Hamburg 1954.

(15) Jorun Poettering, *Handel, Nation und Religion. Kaufleute zwischen Hamburg und Portugal im 17. Jahrhundert*, Göttingen 2013.

あったとされるのが1585年のスペインによるアントウェルペン占領後に始まる波であり、この時期に国際貿易を手がける裕福な商人層がハンブルクに移住した⁽¹⁷⁾。彼らの主な出身地は3つに分けられる。アントウェルペンやブリュッセルなどの商業中心地があるブラバント地方、ボワ・ル・デュワ、ムスクロン、アトなどがあるワロン地方、アーヘンに接続するリンブルク地方である。彼らの多くはカルヴァン派であったが、比較的スムーズに都市に定着し、1605年には都市当局と外国人契約（Fremdenkontrakt）を結び、都市への滞在と商業活動の自由を認可された。このとき契約を結んだのは130人と記録されており、多くが商人であった。彼らには商業活動の自由の他、多くの特権が認められていた⁽¹⁹⁾。

ポルトガル＝ユダヤ商人は、もともとはイベリア半島に居住していたユダヤ人であり、14世紀以来カトリックに改宗し、「コンベルソ」あるいは「新キリスト教徒」と呼ばれていた。彼らは常に信仰の真正さを疑われ、異端審問の標的とされていた。1580年にポルトガルがスペインに併合され、同国における新キリスト教徒への追及が強まるにおよび、彼らはポルトガルを脱出しアムステルダムやハンブルクなどの商業都市へ移住した⁽²⁰⁾。ポルトガル＝ユダヤ人の多

-
- (16) ポルトガル＝ユダヤ商人の受け入れにおける宗教的寛容と経済的利害の関係については以下の研究を参照。Joachim Whaley, *Religious Toleration and Social Change in Hamburg 1529-1819*, Cambridge 1985; Rainer Liedtke, "Germany's Door to the World: A Haven for the Jews? Hamburg, 1590-1933", in David Cesarani (ed.), *Port Jews. Jewish Communities in Cosmopolitan Maritime Trading Centres*, London / Portland 2002, pp. 75-86; Klaus Weber, "Were Merchants More Tolerant? 'Godless Patrons of the Jews' and the Decline of the Sephardi Community in Late Seventeenth-Century Hamburg", in David Cesarani / Gemma Romain (eds.), *Jews and Port Cities 1590-1990. Commerce, Community and Cosmopolitanism*, London 2006, pp. 77-92.
- (17) Robert van Roosbroeck, "Niederländische Glaubensflüchtlinge und die Wirtschaftsentwicklung der deutschen Städte", Herbst Helbig (Hg.), *Führungskräfte der Wirtschaft in Mittelalter und Neuzeit 1350-1850*, Teil 1, Limburg / Lahn 1973, S. 124-127.
- (18) Kellenbenz, *Unternehmerkräfte*, S. 236.
- (19) ネーデルラント商人の都市への定着、外国人契約の締結、認可された特権については、Alexander Nikolajczyk, "Integriert oder ausgegrenzt? Die Stellung der niederländischen Einwanderer im frühneuzeitlichen Hamburg", *Hamburger Wirtschafts-Chronik*, Neue Folge 6 (2006), S. 7-44.

くはイベリア半島から直接移住し、一部はアントウェルペンやアムステルダムなどの低地地方都市のコミュニティを経由してきた。ネーデルラント商人の場合と異なり、彼らの受容はハンブルク市民の強い反対にあった。しかし都市当局は経済的関心を優先したので、彼らは1612年に外国人契約を結び、ハンブルクでの商業活動を許された。ただし礼拝や市民権は認められなかった。⁽²¹⁾

それでは、ここからハンブルクのイベリア貿易に目を向けたい。まず、イベリア貿易はそもそもハンブルク商人層にとってどれ程の比重を占めるものだったのか。サンプルとなる数字を挙げると、1644～46年に確認されるハンブルクの貿易商人（オランダとの取引については不明）937人中、535人が、程度の差こそあれ何らかの形でイベリア貿易に携わっていた。また、1645年、取引高20,000マルク以上の貿易商人の92パーセントがイベリア貿易にかかわっていたが、20,000マルク以下になると82パーセントとなる。さらに、商人の総取引高のうちの大部分をイベリア貿易が占めるケースが多かった。⁽²²⁾ オランダに関する情報が得られないのは小さくない欠落であるが、以上のことから、大規模商人の中心貿易部門としてイベリア貿易を位置づけることができる。

第1表は、1632～34年の間にハンブルクでイベリア貿易にかかわった商人のうち、年間取引高2,000マルク以上の人数の分布を商人グループ（地元商人、市民権持ちネーデルラント商人、市民権なしネーデルラント商人、ポルトガル＝ユダヤ商人）ごとに表したものである。商人グループのうちで人数が多いのは、地元商人である（89人）。取引高20,000マルク以上で見た場合、ネーデル

(20) ポルトガル＝ユダヤ商人のハンブルクおよびその近隣地域への移住と彼らの商業活動に関する古典的研究は、Hermann Kellenbenz, *Sephardim an der unteren Elbe. Ihre wirtschaftliche und politische Bedeutung vom Ende des 16. bis zum Beginn des 18. Jahrhunderts*, Wiesbaden 1958.

(21) ポルトガル＝ユダヤ人に対する都市住民の反発、市参事会の政策については Whaley, *Religious Toleration*, pp. 70-110.

(22) 以上は Martin Reißmann, *Die hamburgische Kaufmannschaft des 17. Jahrhunderts in sozialgeschichtlicher Sicht*, Hamburg 1975, S. 48, 78 による。

(23) 以下、本稿の商人分析では市民権の有無で商人をグループ分けするが、それは第IV節で論じる制度と商品取引の関係に市民権の有無が影響しているからである。ポルトガル＝ユダヤ商人には市民権の獲得が認められていなかった。

第1表 イベリア貿易商人の商人グループ・取引高別人数分布（1632～34年の年平均）

取引高（マルク）	H	Nl. Bū	Nl. Fr	Po	不明
50,000—	7	2	5	3	3
20,000—50,000	11	2	11	2	7
10,000—20,000	12	1	7	2	4
2,000—10,000	59	5	25	27	20
計	89	10	48	34	34

〔注〕 H：地元商人，Nl. Bū：市民権を有するネーデルラント商人

Nl. Fr：市民権を有さないネーデルラント商人，Po：ポルトガル＝ユダヤ商人

〔出所〕 Martin Reißmann, *Die hamburgische Kaufmannschaft des 17. Jahrhunderts in sozialgeschichtlicher Sicht*, Hamburg 1975, S. 372-378.

ラント商人の数は市民権を有するものと有さないものを合わせれば20人であり、地元商人の18人とほぼ同数である。市民権のないネーデルラント商人48人に対して市民権のあるものは10人と少ない。ネーデルラント商人に市民権の獲得は認められていたが、市民でなくとも商業活動は認められており、また市民権獲得のためにルター派に改宗する必要があったために、都市民としての同化するインセンティブが弱められたのであろう。ポルトガル＝ユダヤ商人の全体数は少なく、取引高の大きい商人の数もほかの商人グループに比べると多くない。外来商人の総数は地元商人の総数を上回っており、全体的にはかなり多くの外来商人がイベリア貿易に従事していたことがわかる。その理由のひとつは、ハンブルクにおけるギルド規制の弱さである。ハンブルクでは取引地域別にギルドの一種である渡航者組合（*Fahrgesellschaft*）が組織されていたが⁽²⁴⁾、その機能は近世ではほぼ形骸化していた。とりわけイベリア貿易にはギルドそのものが存在しなかったために制度的な参入障壁が低く、野心的な多くの商人が経済的成功を目指してこの貿易に参加したと考えられる⁽²⁵⁾。イベリア貿易における外来商人の多さには、彼らがもともとイベリア半島との商業ネットワークを有していたことのほかに、このような制度的要因が影響していたのであろう。

(24) イングランド渡航者組合、フランドル渡航者組合、ショーネン渡航者組合、ベルゲン渡航者組合、アイスランド渡航者組合が存在した。

(25) 近世ハンブルクの渡航者組合については Reißmann, *Kaufmannschaft*, S. 154-184 を参照。

ハンブルクのイベリア貿易の全体構成を、おおよそではあるが把握してみたい。第2表はハンブルク港の船長・船舶記録に基づいたハンブルク-イベリア半島諸港間の船舶の出入港数を示したものである。ポルトガルではリスボンとポルト、スペインではマラガ、カディス、サンルカルなどの南岸諸港との関係が強かったことがわかる。往復路それぞれの船舶数は、年によって大きな差異があったようである。表には載せていないが、1623年には156隻、1624年には138隻がイベリア半島からハンブルクへ入港している一方で、1625年では51隻、1631年では59隻、1633年では47隻に減少する⁽²⁶⁾。しかし次の第3表か

第2表 ハンブルク-イベリア半島出入港船舶数 17世紀前半

	出 港		入 港	
	1611年	1625年	1625年	1629年
リスボン	28	19	4	14
ポルト	8	2	4	6
ピアンナ	3	9	8	1
セトゥバル	—	9	7	3
サンルカル	9	12	10	25
カディス	—	23	10	21
マラガ	4	16	6	28
セビーリャ	1	—	—	—
コンダット	—	1	1	1
サンセバスチャン	—	4	—	—
モトリル	1	—	—	—
ビルバオ	2	—	—	—
ブシャイエン	2	—	—	—
ガリシア	—	1	1	—
ジブラルタル海峡	1	—	—	—
「スペイン」	—	3	—	—
計	59	99	51	99

〔出所〕 Ernst Baasch, "Hamburgs Seeschifffahrt und Waarenhandel vom Ende des 16. bis zum Mitte des 17. Jahrhunderts", *Zeitschrift des Vereins für Hamburgische Geschichte* 9 (1894), S. 323, 331; Hermann Kellenbenz, *Unternehmerkräfte im Hamburger Portugal- und Spanienhandel 1590-1625*, Hamburg 1954, S. 58.

第3表 ハンブルクのイベリア貿易における主要輸出入商品評価額 1632~34年

(単位：マルク)

輸出品	1632年	1633年	1634年	合計
繊維製品	228,180	366,120	563,390	1,157,680
穀物	498,400	252,300	303,400	1,054,100
蜜蠟	338,800	274,100	214,400	827,300
銅	26,200	53,200	184,800	264,200
雑商品	25,900	16,300	86,800	129,000
火薬	28,600	3,000	85,400	117,000
輸入商品	1632年	1633年	1634年	合計
ブドウ酒	312,441	98,215	473,125	883,781
インディゴ	202,200	114,615	519,550	836,365
砂糖	113,825	200,200	319,425	633,450
生姜	175,575	19,550	198,080	393,205
染色木	36,100	11,650	258,100	305,850
オリーブ油	92,950	41,050	21,100	155,100

〔出所〕 Staatsarchiv Hamburg, Admiralitätskollegium, F3 Bd. 1, Bd. 2.

ら読み取られるように、1634年のイベリア貿易取引高は1633年よりも明らかに増大している。

第3表はハンブルクのイベリア貿易における主要輸出入商品の評価額を表している。この表が基づく史料（税台帳）については次節で詳述する。輸出品では繊維製品⁽²⁷⁾、さらに穀物が突出した値を示す⁽²⁸⁾。蜜蠟の割合も大きい。幾分離れ

(26) Ernst Baasch, "Hamburgs Seeschifffahrt und Waarenhandel vom Ende des 16. bis zum Mitte des 17. Jahrhunderts", *Zeitschrift des Vereins für Hamburgische Geschichte* 9 (1894), S. 331.

(27) 麻織物 (Leinwand および Bukral), ポムジーデ (Bohmside: Baumseide), バルヘントなどである。税台帳にはこれらの商品がまとめて記載されることが多く、それぞれの輸入評価額を正確に分類することはできないが、麻織物が大部分を占めている。ポムジーデは聞きなれない名称であると思われるが、経糸に木綿、緯糸に羊毛を使った交織である。Otto Rüdiger, *Die ältesten hamburgischen Zunftrollen und Brüderschaftsstatuten*, Hamburg 1874, S. 318.

(28) ベタリングは1632年の記録のみに基づき、イベリア貿易における穀物の群を抜いた比重を強調するが (Poettering, *Handel*, S. 208 f.), それは繊維製品の意義を見落とした誤った認識である。

⁽²⁹⁾ 銅が続き、それに雑商品、火薬が次ぐ。いくつかの商品の評価額が年によって大きく変動しているが、とくに銅と火薬の上下幅が大きい。これら商品は、三十年戦争中（1618年～48年）にはたびたび禁制品としてデンマークやイングランドによる拿捕対象とされていたため、供給、輸送が不安定であったのであろう。輸入品ではブドウ酒とインディゴの値が大きい。それに砂糖、生姜、染色木、オリーブ油が続く。ブドウ酒とオリーブ油のほとんどはマラガから、砂糖はリスボン、ポルトなどのポルトガル港から、インディゴ、生姜、染色木はおもにサンルカルから輸入されていた。

II 商人の取引内容

本節ではイベリア貿易商人の商品取引内容を検討する。分析の中核をなす史料は、ハンブルクで徴収された海事局税 *Admiralitätszoll* と呼ばれる税を記録した台帳である。分析の前に、史料批判を行いたい。

海事局税は、海上治安維持にかかる費用確保を目的に1623年以降徴収された商品税であり、1643年まではイベリア半島との間で輸出入される商品のみにかかけられた。筆者は商品について連続した記録が始まる1632年から34年を調査したため、本稿ではこの3年分をサンプルデータとして提示する⁽³⁰⁾。この台帳には各商人の名前、彼らの輸出入商品品目とその量や評価額が記録されている。また船舶の情報についてもある程度知ることができ、商品を輸送した船長名や、欠落を伴いながらも目的港や出発港が判明する。

(29) 史料では *Kaufmannschaft* であり、雑多な商品の総称を指す。

(30) *Staatsarchiv Hamburg* (以下 *StAH*), *Admiralitätskollegium*, F3 Bd. 1, Bd. 2, F4 Bd. 8. 当該史料を利用した研究にライスマン (*Reißmann, Kaufmannschaft*) が挙げられる。彼はこの台帳から各商人の取引高を一覧にして算出するという貴重なデータを提示しているものの、商人や商人グループごとの取引内容について踏み込んだ分析は行っていない。このような分析は、近年にベタリング (*Poettering, Handel*) が行ったが、彼女は1632年と1637年の記録のみを用いており、それにより誤った判断が導かれることは、上述の通りである。複数年連続した情報を得る必要があるであろう。18世紀についてはK. ヴェーバーの研究が挙げられる。Klaus Weber, *Deutsche Kaufleute im Atlantikhandel 1680-1830. Unternehmen und Familien in Hamburg, Cádiz und Bordeaux*, München 2004; クラウス・ヴェーバー (菊池雄太訳) 「海事局護衛船徴収税台帳-18世紀ハンブルク経済史のための一史料」『関西大学西洋史論叢』第12号 (2009年) 56-75 ページ。

では、この台帳はどれほど正確にイベリア貿易の実態を反映しているのか。台帳に記載されているのは、ハンブルクからイベリア半島諸港、あるいはイベリア半島諸港からハンブルクに寄港する船舶のみである。商品輸送は2港間を単純往復するとは限らず、たとえばダンツィヒを出港した船舶が直接リスボンに向かい、それからハンブルクに寄港することもあり、またイベリア諸港以外へ向けて出港し、イベリア諸港から帰港する貿易形態（たとえばハンブルク→アムステルダム→カディス→ハンブルク）になることもあり得る。実際このような例は別史料から確認される⁽³¹⁾。ただし船舶の出入港記録を全体的に見渡すと、ハンブルクとイベリア諸港を短期間で単純往復する船舶（船長）が多い。またスペイン、ポルトガル以外の地域に特徴的な商品は輸入品の中にほとんど見られない。したがって、この台帳がイベリア貿易の実態を反映する精度は高いと判断できる。

しかし、この史料にも弱点はある。すべての商品輸出入に商人名が記載されているとはいえ、それら商人の個別取引形態、たとえば他商人との共同事業や委託代理などについては不明である。これは重要な検討課題として未解決のまま残される。しかしこの史料によって、どの商品が、どの商人（あるいは商人グループ）によって、どの程度輸出入されたのか、という単純な問いには答えられるため、本稿の課題設定においてはさしあたって十分であると思われる。次に、時期的な問題がある。海事局税台帳に商品についての情報が記録されるのは1632年からであり、本稿ではそれ以降連続した3年分のデータを分析する。この時期は外来商人の移入が一段落したのちであるため、その点で彼らの商業活動について知るのに適した時期と考えられるが、一方で三十年戦争期の国際情勢により商業状況は激しく左右されていた。とくにデンマークの影響力が大きかった⁽³²⁾。1625年から1631年まで、ハンブルクは同国による商業封鎖を受け、貿易は大きな困難に陥っていた。しかし、ハンブルク艦隊が1630年グ

(31) StAH, Reichskammergericht, G48では、リューベックの船長がハンブルク商人の委託でダンツィヒ-マデイラ-ハンブルクという貿易ルートをとったことが示される。さらに Kellenbenz, *Unternehmerkräfte*, S. 48-56; Reißmann, *Kaufmannschaft*, S. 32も参照。

リュックシュタットのデンマーク軍を破ったことに伴い商業封鎖は解除される。また、イングランドとスペインの戦争中はハンブルクのスペイン向け船舶は拿捕対象となったが、この戦争は1631年に終結した。1631年を境にして貿易は徐々に回復し、1633年には不況期を脱したことは、上掲の第3表からも読み取られる。ところで1630年からはスウェーデンが三十年戦争に介入するが、その際同国はハンブルクとの同盟関係を模索した。正式な同盟関係が結ばれることはなかったが、1631年には両者間で協約が結ばれ、ハンブルクは15万ターラーにのぼる援助金を支払うかわりに、戦争により煩わされることなく、同都市が一貫して主張し続けていた中立が保たれることが約された⁽³²⁾。以上から、1632年から1634年にかけては商業条件が比較的正常さを取り戻しつつある時期とみなすことができる。

それでは、ハンブルクのイベリア貿易における商人の取引内容を個別に見てみたい。すべての商人の取引内容を網羅的に列挙することはできないので、ここでは商人グループごとの大規模商人上位3人（合名で取引する場合もある）ずつを取り上げ、彼らの取引内容を第3表のイベリア貿易全体の商品構成と比較してその特徴を検出する。第4表は、1632年から1634年にかけて大規模商人が取り扱った商品の種類と評価額を示している。額の少ない商品は省略した。

(32) デンマーク王クリスティアン4世（在位1588年-1648年）はホルシュタイン公としてハンブルクに服従を要請し続け、同市に対し常に敵対的政策をとり続けていた。Hans-Dieter Loose, *Hamburg und Christian IV. von Dänemark während des Dreißigjährigen Krieges. Ein Beitrag zur Geschichte der hamburgischen Reichsunmittelbarkeit*, Hamburg 1963を参照。

(33) Stephan M. Schröder, “Hamburg und Schweden im 30jährigen Krieg – vom potentiellen Bündnispartner zum Zentrum der Kriegsfinanzierung”, *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 76-3 (1989), S. 312-314, 326. ハンブルクの一貫した中立政策が同市を近世国際商業の中心地たらしめたことは強調されるべきである。Frank Hatje, “Libertät, Neutralität und Commercium. Zu den politischen Voraussetzung für Hamburger Handel (1550-1900)”, *Hamburger Wirtschaftschronik*, Neue Folge 7 (2007/08), S. 213-247. 拙稿「ヨーロッパ世界商業におけるハンブルクの役割（17～18世紀）」『比較都市史研究』第27巻第1号（2008年6月）13-29ページ参照。

第4表 大規模イベリア商人の取引内容 1632~34年合計

(単位：マルク)

地元商人					ネーデルラント商人 (市民権なし)						
商人名/輸出入額	輸出商品	評価額	輸入商品	評価額	商人名/輸出入額	輸出商品	評価額	輸入商品	評価額		
D. ブランドス & J. シュニットカー					A. ドゥッボワ						
総額	302,768	蜜蠟	63,700	インディゴ*1	79,300	総額	319,499	穀物	40,600	生姜	92,700
輸出	152,900	繊維製品	37,700	ブドウ酒	35,720	輸出	70,637	繊維製品	22,400	インディゴ*4	66,250
輸入	146,818	雑商品	16,750	生姜	15,000	輸入	241,927			砂糖	28,500
不明	3,050					不明	6,935			スマック	17,177
F. ボルシュテルマン					L. ファン・ダーヘン						
総額	245,630	雑商品	64,100	染色木	72,000	総額	305,900	角材	16,200	砂糖	15,850
輸出	120,380	銅*2	26,400	インディゴ*3	33,200	輸出	206,440	銅	14,750	インディゴ	10,000
輸入	116,850	樽板	5,800	砂糖	4,980	輸入	92,750	獣脂	13,550	ブドウ酒	7,000
不明	8,400					不明	6,900	タール	13,200		
D. シュロイアー					C. ド・ヘルトーヘ						
総額	161,952	蜜蠟	14,300	染色木	20,000	総額	236,662	ニルンベルク製品	36,650	染色木	68,600
輸出	67,840	穀物	12,500	インディゴ	14,000	輸出	122,037			インディゴ	24,300
輸入	92,012	小間物	10,300	砂糖	13,000	輸入	111,725	繊維製品	33,750	生姜	6,000
不明	2,100	繊維製品	9,700	スマック	11,137	不明	2,900	蜜蠟	24,300	ブドウ酒	5,600
		角材	5,625	ブドウ酒	9,300			銅	11,200		
ネーデルラント商人 (市民権あり)					ポルトガル=ユダヤ商人						
商人名/輸出入額	輸出商品	評価額	輸入商品	評価額	商人名/輸出入額	輸出商品	評価額	輸入商品	評価額		
P. ユンカー					F. ダントラート						
総額	308,544	蜜蠟	105,000	インディゴ	42,000	総額	244,100	火薬	68,200	生姜	63,800
輸出	189,820	銅	27,600	胡椒	36,325	輸出	147,000	銅	47,400	砂糖	7,200
輸入	118,225	穀物	22,350	砂糖	20,250	輸入	92,900	大砲	19,250	タバコ	6,250
不明	500	繊維製品	13,600	生姜	15,600	不明	6,700	繊維製品	5,200	コチニール	5,000
D. ドッペラー・エルベン					D. ヌニス・ベガ						
総額	224,350	繊維製品	78,600	ブドウ酒	129,500	総額	196,620	蜜蠟	28,550	生姜	27,800
輸出	88,500	蜜蠟	4,600			輸出	57,375	繊維製品	10,900	染色木	23,520
輸入	134,950					輸入	139,045	銅	5,950	インディゴ	18,500
不明	900					不明	200			砂糖	10,500
J. B. ユンカー					M. ド・ピナ						
総額	64,062	穀物	12,000	インディゴ	27,000	総額	167,847	蜜蠟	19,500	薬種*5	33,975
輸出	23,287	繊維製品	10,200	胡椒	2,575	輸出	60,630	銅	12,200	砂糖	23,100
輸入	40,775			生姜	2,400	輸入	101,017	繊維製品	9,205	タバコ*6	10,275
不明	0					不明	6,200	真鍮	7,900	月桂樹葉*7	9,550

[注] *1 コチニール、タバコ、染色木含む *2 雑商品含む *3 コチニール、染色木含む *4 コチニール含む *5 生姜、砂糖漬果皮含む *6 砂糖漬果皮含む *7 砂糖漬果皮含む

[出所] Staatsarchiv Hamburg, Admiralitätskollegium, F3 Bd. 1, Bd. 2.

(a) 地元商人

地元商人の輸出では、蜜蠟が重要であるほか、雑商品や小間物(Krämerwaren)の比重が高いことが特徴的である。とくにボルシュテルマンの雑商品輸出額は大きな数値を示す。雑商品の内容、重量については不明ではあるが、これをハンブルクで手に入るあらゆる雑多な商品を扱う地元商人的特徴として解釈したい。輸入品ではインディゴ、染色木、スマックなどの染料の割合が大きい。インディゴ輸入はネーデルラント商人の取引内容においても一定の位置を占めているが、地元商人の輸入における染料の比重はとりわけ高い。ここに検討対象とした地元商人3組の染色木輸入額は同商品の輸入全体の約30パーセントを占め、インディゴ輸入では約15パーセントである。第3表に示されるように、インディゴと染色木はイベリア半島からの重要輸入商品であったが、地元商人の関与が大きかったのである。その背景としては、史料上の制約から証明は困難であるが、地元商人が市内毛織物染色業者や呉服商とより強い人的ネットワークを有していたことが想定できるのではないだろうか。ところで彼らは手掛ける雑商品や日用品といった雑多な商品の輸出に比べ、染料輸入は投機的性格が強かった。これらの商品は熱帯アメリカから遠路イベリア半島へもたらされハンブルクへ再輸出されるものであり、とくに染色木は実際に色素抽出処理をするまでは品質が判断できないため、きわめて投機的性格をもっていたのである。⁽³⁴⁾都市で入手される種々の雑多な商品の輸出と、地元のネットワークを活かした利ザヤの大きい投機的商品の輸入が、大規模地元商人の取引パターンを特徴づけているといえよう。

(b) ネーデルラント商人

地元商人の場合と異なり、ネーデルラント商人の取引内容においては、共通点よりも個々の特殊性が目立つ。市民権を有するネーデルラント商人では、ユンカーの蜜蠟輸出、ドッペラー・エルベンの繊維製品輸出とブドウ酒輸入が突出している。ドッペラー・エルベンはブリュッセル出身の移住民であり、ハン

(34) Patrick O'Flanagan, *Port Cities of Atlantic Iberia, c. 1500-1900*, Aldershot 2008, p. 139.

ブルクではスペイン産ブドウ酒輸入の第一人者であった。⁽³⁵⁾彼のブドウ酒輸入は同商品の全輸入額の約15パーセントに及ぶ。ユンカーの蜜蠟輸出は同商品輸出額全体の約12パーセントである。バプティスタ・ユンカーは他の商人と比べて取扱品目に目立った特徴は見られない。

市民権のないネーデルラント商人においても、共通点はインディゴ輸入であるが、個々の取扱商品の特殊性の方が目を引く。すなわち、ドゥ・ボワの生姜輸入、ファン・ダーヘンの索具輸出、ド・ヘルトーへの「ニュルンベルク製品」⁽³⁶⁾と織維輸出である。ドゥ・ボワは輸入を中心とした取引を展開していた。輸出ではファン・ダーヘンの索具輸出がとりわけ大規模であり、同商品輸出全体の約76パーセントを占める。また、索具に次ぐ角材、銅、獣脂、タール輸出もこの商人の取引内容の大きな特徴である。総じて、ファン・ダーヘンは資材関連商品の輸出商であったと言える。ド・ヘルトーへは16世紀末にイベリア貿易と内陸ドイツとの商関係を結びつける胡椒取引事業を展開していたことで知られるが、⁽³⁷⁾表に名を挙げた商人(Cornelis de Hertoghe)自身は1612年に死亡しているはずなので、台帳に記載されているのは彼の名を受け継いだ会社の取引であろう。ニュルンベルク製品が輸出されていたことから、南ドイツとイベリア半島を結ぶ商業関係が維持されていたと考えられる。

このように、少なくともここで分析した商人に限って言えば、ネーデルラント商人には全体として括ることのできる特徴がほとんど見出されず、各人が個人的な取引をしている。これは、ハンブルクへの移入以前に各人が持っていた多様な取引ネットワークに基づいた商業活動を、移入後も続けていた証左である。⁽³⁸⁾

(35) Kellenbenz, *Unternehmerkräfte*, S. 181.

(36) 史料ではNürnbergereiと記載される。金属加工品を中心とした手工業製品と考えられる。Reißmann, *Kaufmannschaft*, S. 407.

(37) Kellenbenz, *Unternehmerkräfte*, S. 208.

(38) ネーデルラント商人の多様な取引網については、van Roosbroeck, “Niederländische Glaubensflüchtlinge”を参照。

(c) ポルトガル＝ユダヤ商人

ポルトガル＝ユダヤ商人の取引内容は、他のグループに比べて特徴的・限定的である。銅、真鍮などの金属類や大砲、火薬の輸出が他と比べて顕著である。とりわけダントラートの火薬、銅の輸出が注目される。彼の火薬輸出は同商品輸出全体の58パーセント、銅の場合は18パーセントを占め、そのほとんどが1634年に輸出されていた。また大砲の輸出は他の商人には見られない特徴である。輸入に関して言及すると、砂糖がここに検討した3人の共通品目である。しかし、砂糖輸入は大規模ポルトガル＝ユダヤ商人の取引内容の中で従来考えられていたほど大きな比重を占めていない。ケレンベンツが主張したように、イベリア貿易、とりわけポルトガル＝ユダヤ商人による取引においては、砂糖の輸入が第一のものとして考えられてきた⁽³⁹⁾。しかし少なくともここに検出された3人にはそれが当てはまらない。砂糖は、地元商人ではシュロイアーが13,000マルク、ネーデルラント商人ではドゥ・ボワが28,500マルク、ユンカーが20,250マルク、ダーヘンが15,850マルク輸入しており、ポルトガル＝ユダヤ商人でこの水準に比肩するのはド・ピナのみである。またケレンベンツはポルトガル＝ユダヤ商人の貿易活動の中心を輸入とみなしているが⁽⁴⁰⁾、それに該当しない商人も存在していたようである。すなわち、ヌニス・ベガやド・ピナが輸入を中心としているのに対し、ポルトガル＝ユダヤ商人中最大の取引高であるダントラートの場合は輸出の比重が大きく、その品目は火薬、銅、大砲といった物資である。

さらにポルトガル＝ユダヤ商人には、他のグループにおいて重要な位置を占めたブドウ酒輸入や穀物輸出が見られないことも目を引く。こういった特徴の含意については、第4節で改めて論じることにする。

ハンブルクがイベリア半島から輸入した主要商品は、ブドウ酒やオリーブ油といったスペイン・ポルトガルで生産されるものと、砂糖、生姜、胡椒、染料といった大西洋諸島・南米・東インドの物産であった。これら商品はハンブル

(39) Kellenbenz, *Unternehmerkräfte*, S. 253 f.

(40) Kellenbenz, *Unternehmerkräfte*, S. 255.

ク市内で消費されたほか、同市を中継して後背地へと再輸出された⁽⁴¹⁾。

輸出の主要商品は繊維製品と穀物であるが、大規模商人の取引内容を分析すると、一部の外来商人の輸出において索具や木材、銅、タール、火薬、蜜蠟といった物資の輸出が非常に大きな割合を占めることがあった。繊維製品、とりわけ麻織物は南米への重要な再輸出品であった。穀物は自給率の低いスペイン・ポルトガルにおいて常に高い需要があった。戦争を背景にネーデルラントからスペインへの穀物輸出が後退したことも、ハンブルクにとって有利に働いた⁽⁴²⁾。また三十年戦争を遂行するためにスペインは武器生産や船舶建造に充てる軍事物資を必要としたため、火薬や銅、木材、索具、タールへの需要が高まり、ハンブルクを始めとするハンザ都市が大きな役割を果たした⁽⁴³⁾。造船資材への需要は、スペイン・ポルトガルの大西洋地域や東インドとの貿易の発展に伴う大型船舶の建造によっても高められた。大西洋貿易との関連ではさらに、銅(銅釜)が製糖業で必要とされた。

(41) さしあたり、菊池「ハンブルクの陸上貿易」を参照。

(42) 1600年前後の時期、ネーデルラントからスペインへの物資輸出は、両者が戦闘状態にあったにも関わらず存続していた。Kellenbenz, *Unternehmerkräfte*, S. 47. さらに Johannes Hermann Kernkamp, *Handel op den vijand*, Bd. 2 (1588-1609), Utrecht 1934 を参照。しかし、1609年のオランダ(ネーデルラント北部諸州)とスペインの休戦協定が1621年に失効してからは、スペインによるオランダ貿易排除が激化し、それが中立を維持するハンブルクに有利に働いた。Jonathan I. Israel, *Dutch Primacy in World Trade, 1585-1740*, Oxford 1989, pp. 125-127.

(43) Miroslaw Hroch, "Wallensteins Beziehungen zu den wendischen Hansestädten", in *Hansische Studien*, Berlin 1961, S. 135-161; Julia Zunckel, *Rüstungsgeschäfte im Dreißigjährigen Krieg. Unternehmerkräfte, Militärgüter und Marktstrategien im Handel zwischen Genua, Amsterdam und Hamburg*, Berlin 1997. このことが、三十年戦争にも関わらずハンブルクが経済的に没落しなかった大きな要因であると考えられている。Julia Zunckel, "Rüstungshandel im Zeitalter des Dreißigjährigen Krieges. „Militärische Revolution“, internationale Strategien und Hamburger Perspektiven", in Benigna von Krusenstjern / Hans Medick (Hg.), *Zwischen Alltag und Katastrophe. Der Dreißigjährige Krieg aus der Nähe*, Göttingen 1999, S. 83-112; Sven Schukys, "Die Einwirkungen des Dreißigjährigen Krieges auf den Fernhandel Hamburgs", in Martin Knauer / Sven Tode (Hg.), *Der Krieg vor den Toren. Hamburg im Dreißigjährigen Krieg 1618-1648*, Hamburg 2000, S. 213-241.

Ⅲ バルト海地方との関係

以上のように展開したイベリア貿易は、ハンブルクとバルト海の経済関係にどのように結びついていたのか。前節で利用した『海事局税台帳』には、イベリア半島に輸出された商品の出所に関する情報はほとんど含まれない。ごく散発的に、たとえば麻織物にはシュレジエン産、ボムジーデにはアウクスブルク産、ライ麦にはダンツィヒ産、小麦にはホルシュタイン産であることが記載されているのみである。

ケレンベンツが分析した史料からは、⁽⁴⁴⁾イベリア半島に輸出された商品の出所が判明する。また彼は、その他の史料や二次文献に基づきながら輸出商品の生産地、中継地を特定している。彼の研究をもとに、前節で挙げた輸出商品の出所を挙げたものが第5表である。ここから、繊維製品を除く多くの商品の供給元にバルト海地方が含まれることが判明する。

この表の中で、バルト海地方が他地域と比べてどの程度の比重を占めていたのかを判断することは困難である。1630年の『エルベ税台帳』の輸入記録からは、たとえば麻織物やバルヘントの主要な輸入先はリュエネブルクとマクデブルクなどの内陸ドイツ都市であった。⁽⁴⁵⁾一方、同年にタールやピッチはハーフェルブルク、ブランデンブルク、ベルリン、フランクフルト／オーデルなどのマルク諸都市からも輸入されたが、ラウエンブルクからの量がもっとも多かった。⁽⁴⁶⁾ラウエンブルクからの輸入の多くは、バルト海地方からリュエベックを経由し、シュテクニッツ運河を通り同市を中継してハンブルクへもたらされたものと考えられる。木材も陸上貿易ではラウエンブルクからのものが多く、⁽⁴⁷⁾

(44) スペイン政府の要請によりハンブルクとイベリア半島の間で取引される商品に付されるようになった証明書 *Zertifikat* である。

(45) *StAH, Senat Cl. VII Lit. Ea Pars 1 No. 3g Vol. 1*。『エルベ税台帳』については菊池「ハンブルクの陸上貿易」、31ページ。この論文ではハンブルクからの輸出のみを扱っている。エルベ川の輸入貿易について詳しくは別稿を期したい。

(46) ハーフェルブルクからは101ラスト、ブランデンブルクおよびベルリンからは42.75ラスト、フランクフルト／オーデルからは43.5ラスト、ラウエンブルクからは265ラストであった。

第5表 1600年ころにハンブルクからイベリア半島に輸出された商品の出所

銅, その他金属類 ハンガリー (スロヴァキア), <u>スウェーデン</u> , ハルツ, テューリンゲン
武器弾薬 リューネブルク, <u>ダンツィヒ</u> , アイスランド
穀物 ホルシュタイン, <u>ダンツィヒ</u> (ポーランド), <u>ポメルン</u> , プレーメン司教領, ケーディンゲン地方, ブランデンブルク公領, ザクセン公領, デンマーク
蜜蝋 リューネブルク公領, <u>プロイセン</u> , <u>ポーランド</u>
索具 (および原料の麻) エルベ下流域, <u>プロイセン</u> , <u>バルト海地方</u>
木材 <u>メクレンブルク</u> , マルク, ザクセン, ベーメン, ホルシュタイン, シュレスヴィヒおよびユトランド, <u>プロイセン</u> , <u>スウェーデン</u>
タール・ピッチ <u>バルト海地方</u> (とくにゴトランド島, リューベック)
繊維製品 シュレジエン, ニュルンベルク, ドレスデン, メミンゲン, アウクスブルク, ウルム, ヴェストファーレン地方, シュヴァーベン地方

[注] 地名は同文献の記載を日本語に直して転載したのみで、特別な加工はしていない。
バルト海地方とみなす地名には下線を付した。

[出所] Kellenbenz, *Unternehmerkräfte*, S. 69-76.

また海上からはケーニヒスベルクやダンツィヒ、さらにスウェーデン都市ノルシェーピンやゴトランド島などのバルト海地方から輸入された⁽⁴⁸⁾。穀物は内陸からはマクデブルク、海上からはダンツィヒを始めとするバルト海南岸諸都市からの輸入が中心であったが⁽⁴⁹⁾、マクデブルクは三十年戦争の最中の1631年に皇帝軍により徹底的に破壊されたため⁽⁵⁰⁾、それ以降の主要穀物供給地はバルト海地

(47) それ以外ではマルク諸都市やドレスデンが挙げられる。

(48) 陸上からの輸入については StAH, Senat Cl. VII Lit. Ea Pars 1 No. 3g Vol. 1. 海上からの輸入については Baasch, "Seeschiffahrt", S. 368-370.

(49) 陸上からの輸入については StAH, Senat Cl. VII Lit. Ea Pars 1 No. 3g Vol. 1. 海上からの輸入については Baasch, "Seeschiffahrt", S. 336-338.

方となったと考えられる。⁽⁵¹⁾

すでに上記の例で示唆されているように、バルト海地方とのつながりにおいて陸上交通によるリューベックとの取引は重要であった。海上貿易が戦争やデンマークとの政治対立によって困難に直面したため、当該貿易部門の役割は大きくなった。⁽⁵²⁾

中世ハンザの、東はノブゴロドから西はロンドン、ブルッヘまで伸びる東西貿易において、ハンブルクとリューベックは北海とバルト海の橋渡し役を担い、陸路の保全を通じて基本的には協調関係にあった。しかし近世になるとその関係が悪化し始める。両者の対立は非ハンザ商人との商業関係をめぐり争いに根ざしていた。オランダを中心とした非ハンザ勢力による競争を受けて、リューベックはハンザに留保されていた（とされる）伝統的特権を主張することで、その排除に努めた。すなわち、非ハンザ商人の客人取引の不利益を糾弾し、ハンブルクに対してその禁止を強く求めたのである。しかしハンブルクは外来商人の積極的受容政策を進めていった。これはリューベックにとって、非ハンザ商人がバルト海地方へアクセスするための拠点に足掛かりを築いたことを意味する。そのためリューベックはたびたび両都市間陸路の通過制限措置をとる。すなわちバルト海地方から同市を通過してハンブルクに向かう商品は一度荷卸しをして一定期間市内に留められ、市民への販売に供されるべしとする規制である。⁽⁵³⁾両者の対立は17世紀初頭から18世紀中葉まで続く。

通過制限による困難にも関わらず、ハンブルクの商人は陸上路を利用し続けた。海路が遠回りであることに加え、上述のように戦争の危険やデンマークに

(50) Alfred Wieske, *Der Elbhandel und die Elbhandelspolitik bis zum Beginn des 19. Jahrhunderts*, Halberstadt 1927, S. 78-80; Hanns Gringmuth-Dallmer, "Magdeburg. Haupthandelsplatz der mittleren Elbe", *Hansische Geschichtsblätter* 84 (1966), S. 19.

(51) ただし、それでもマクデブルクからの穀物供給はある程度は存続していた。StAH, Senat Cl. VII Lit. Ea Pars 1 No. 3g Vol. 1, 2.

(52) 菊池「近世ハンブルクのバルト海海上貿易－中継貿易都市の流通構造に関する一考察－」『社会経済史学』第79巻第2号（2013年8月），112-114ページ。

(53) 通過制限をめぐってはErnst Baasch, "Die »Durchfuhr« in Lübeck. Ein Beitrag zur Geschichte der lübischen Handelspolitik im 17. und 18. Jahrhundert", *Hansische Geschichtsblätter* 13 (1907), S. 109-152.

よる敵対的政策が海上貿易を困難にしていたためである。ハンブルク市参事会からリューベック市参事会には、リューベックで止められた商品の通過申請がたびたび提出されている。リューベック都市文書館に史料グループとしてまとめられている書簡の内容を整理すると、以下の商品の通過許可が求められた。

デンマーク産バター 25 樽 (1604 年), 干鮭と塩漬鮭 (1606 年), スウェーデン銅 (1606 年), 豚腹肉 40 ブロックとデンマーク産バター 2 樽 (1607 年), デンマーク産鮭その他魚類 (1608 年), ダンツイヒの蜜蠟 50 シップポンド (1609 年), ダンツイヒのライ麦 45 ラスト (1630 年), ライ麦 35 ラスト (1630 年), スウェーデン銅 560 シップポンド (1634 年), ダンツイヒの穀物 300 ラスト (1640 年), ダンツイヒの穀物 600 ラスト (1641 年), スウェーデン製大砲 40 門と砲丸 300 個 (1641 年), リガの亜麻 (1643 年), 大砲 60 シップポンド (1644 年), ダンツイヒの穀物船舶 2 隻分と 400 ラスト (1644 年), ダンツイヒのライ麦 139 ラスト (1645 年), スウェーデン製鉄製大砲 30 門 (1668 年)⁽⁵⁴⁾。

通過制限がかけられた商品が、その後どのように扱われたのかを示す証拠は少ない。円滑な通過が妨げられたことで取引費用が上昇したことは間違いないと考えられる。しかし、個別の交渉によって通過が認められ得ることは、史料によって証明できる。上記した 1634 年のスウェーデン銅 560 シップポンドは、ハンブルク市民ハインリヒ・ブッシュ、エマヌエル・シュヴァルツ、ペーター・ゼレムに所有権があるもので、リューベック市民への売却を要求されて差し止められていたが、交渉の結果、同年に税の支払いと引き換えに通過が許可された⁽⁵⁵⁾。

当時リューベックからハンブルクに輸送された商品の総量を示す史料は存在しないが、上記した通過申請から、その規模を窺い知ることはできる。たとえばダンツイヒから輸送された穀物である。その量は 35 ラストから多いもので 600 ラストにのぼる。海上ルートでダンツイヒからハンブルクに輸入された穀

(54) Archiv der Hansestadt Lübeck, Altes Sentsarchiv, Externa, Deutsche Territorien und Staaten, Nr. 5374

(55) StAH, Senat Cl. VI No. 1a Vol. 1 Fasc. 10, 1634.

物（ライ麦と小麦）は1623年で566ラスト、1625年で1,224ラスト、1628年と1629年は0、1632年に2,324ラスト、1633年に1,082ラストであったから⁽⁵⁶⁾、それと比較しても少なからぬ量であったと判断できる。もうひとつは、スウェーデンの銅、大砲、砲丸である。1620年代、30年代にバルト海地方から海路で銅が輸入された記録はほとんどない。また大砲や砲丸も海上貿易記録にはみられない商品である。1634年にリューベックからハンブルクへの輸送が認められた上記スウェーデン銅の重量は560シップポンドであるが、同年ハンブルクからイベリア半島に輸出された銅は924シップポンドなので⁽⁵⁸⁾、その輸送規模の大きさが窺われる。ハンブルクを經由してイベリア半島に輸出される銅の主要生産地としては、スウェーデンのほかにハンガリー（現スロヴァキア都市バンスカ・ビストリツァ、ドイツ語名ノイゾール）が挙げられるが⁽⁵⁹⁾、このいわゆるハンガリー銅は三十年戦争により苦境に立たされ、スウェーデン銅に後塵を拝するようになる⁽⁶⁰⁾。ハンブルク商人イマヌエル・イエニッシュの代理人アルフォンソ・ソミグリアーノは、1625年にハンガリー銅をスペインに輸出しようとしたが、商品の入手が困難であったために代替としてスウェーデン銅を発送していた⁽⁶¹⁾。

武器弾薬の供給元も、内陸ドイツとバルト海地方の2つがある。今日の研究では、とくに火薬の原料であるポーランド産の硝石がダンツイヒから輸出さ

(56) Baasch, "Seeschiffahrt", S. 336-338.

(57) Baasch, "Seeschiffahrt", S. 379 f.

(58) 前節で分析した『海事局税台帳』による。

(59) Michael North, "Early Modern Copper Trade and Transport: The Copper Finds of the Elbe", *5th International Congress of Maritime Museums Proceedings 1984*, Hamburg 1985, pp. 63-66; Ekkehard Westermann, "Kupferhalbfabrikate vor dem Tor zur Welt. Zum Hamburger Kupfermarkt an der Wende vom 16. zum 17. Jahrhundert", in Rainer Gömmel / Markus A. Denzel (Hg.), *Weltwirtschaft und Wirtschaftsordnung. Festschrift für Jürgen Schneider zum 65. Geburtstag*, Stuttgart 2002, S. 85-100.

(60) Jozef Vlachovič, "Produktion und Handel mit Ungarischem Kupfer im 16. und im ersten Viertel des 17. Jahrhunderts", in Ingomar Bog (Hg.), *Der Außenhandel Ostmitteleuropas 1450-1650. Die ostmitteleuropäischen Volkswirtschaften in ihren Beziehungen zu Mitteleuropa*, Köln / Wien 1971, S. 624-627.

(61) StAH, RKG, S. 150.

れ、リューベックを通る陸路経由でハンブルクに流通していたことを強調する⁽⁶²⁾。またハンブルク近郊にはハンブルク商人やリューベック商人によって運営されていた火薬製造所が存在しており、ここで原料の硝石から火薬が製造され、イベリア半島へ輸出されていた⁽⁶³⁾。

ここまでは、バルト海地方からハンブルクを中継しスペイン・ポルトガルへ再輸出された商品について、ケレンベンツの研究を出発点に筆者が分析した史料や二次文献に基づき論じてきた。さて、イベリア半島からハンブルクに輸入された商品の再輸出先は、ケレンベンツが分析した史料からは判明しない。当時、ハンブルクからバルト海地方への海上輸出はほとんど見られないので、リューベックへ向けた輸出が問題となる。1637年の『陸路税台帳』によると、ハンブルクからリューベックへは活発な商品輸送が行われており、イベリア貿易との関連では砂糖やブドウ酒、さらに薬種、胡椒、生姜、インディゴ、染色木、コチニール、タバコ、オリーブ油、果実、干しブドウ、スペイン産毛織物などが挙げられる⁽⁶⁴⁾。

イベリア貿易とのつながりは、リューベックへのブドウ酒輸出においてもとても明確かつ直接的に検出される。『陸路税台帳』には、1637年に合計2,813パイプのブドウ酒が記録されているが、そのうち「スペイン産ブドウ酒」は487パイプ、甘みの強いスペインのブドウ酒である「ペドロ・ヒメネス」は683パイプであった(計1,170パイプ)。そのうちバルト海地方へ輸出されたのは、「スペイン産ブドウ酒」が468パイプ、「ペドロ・ヒメネス」が664パイプである(計1,132パイプ)⁽⁶⁵⁾。陸路では、スペインのブドウ酒のほぼすべてがバルト海地方(リューベック)へ搬出されたことになる。バルト海地方はブドウの植生限界の北にあるため、ブドウ酒の大きなマーケットであった。ただし、『エ

(62) Zunckel, *Rüstungsgeschäfte*, S. 138.

(63) Kellenbenz, *Unternehmerkräfte*, S. 278 f.

(64) 菊池「ハンブルクのバルト海海上貿易」120-121 ページ。

(65) 菊池「ハンブルクの陸上貿易」, 33-34 ページ, 43-47 ページ。

(66) StAH, Senat Cl. VII Lit. Ea Pars 1 No. 3g Vol. 11, 12.

(67) 1パイプは約436リットルである。

(68) ほとんどがリューベックを目的地として輸出された。

ルベ税台帳』を見ると、水路を通じてリューネブルクやマルク地方諸都市などの内陸ドイツ諸都市も重要な販路となっていた。

以上から、ハンブルクとイベリア半島の商品取引がバルト海地方と密接な関係にあったことが示された。外来商人がイベリア半島に輸出する商品の出所として、また外来商人がイベリア半島から輸入した商品の再輸出先として、バルト海地方は枢要な位置を占めていた。この結果を踏まえて、次節では都市の商業制度と外来商人の取引活動や商業ネットワークとの関係を検討し、外来商人がどのような形でハンブルクのバルト海貿易と結びついていたのかを考察する。

IV 都市商業制度との関連

近世ハンブルクでは外来商人の取引活動に広範な自由が与えられていたとはいえ、それは市民と同等の権利を認めるものではなかった。市民権をもたない商人に対し市民が商取引上優遇されるのが原則であり、それは税制にもみられるが、取引を直接規制するものとしては、「客人取引」または「客人間取引」に関する規定が挙げられる⁽⁶⁹⁾。

ハンザおよびハンザ都市が客人（Gäste）の取引規制を強めるのは15世紀以降である⁽⁷⁰⁾。ハンブルクにおいてもこの時期に客人取引に関する参事会布告が見られるようになる。すなわち1435年、商品が市民への販売のために3日間市場に出されるまでは客人間での売買を禁止すること、8日以上に及ぶ客人の市場滞在は認められないこと、客人に対して家屋や地下室を6週間以上貸すべきでないことなどが定められた⁽⁷¹⁾。

16世紀後半から、ハンブルクにおける客人間取引の規制はたびたび侵害されるようになり、市民から参事会への苦情も増加した⁽⁷²⁾。1579年にはポルトガ

(69) 「客人取引」または「客人間取引」に関する規定は、研究上 Gästerecht と呼ばれる。便宜上、本稿では客人と客人の直接取引を「客人間取引」、客人と市民の取引あるいは客人が行う取引全般を「客人取引」とすることで区別する。

(70) Dollinger, *Die Hanse*, S. 259-263. 客人取引に関しては Stuart Jenks, “Zum hansischen Gästerecht”, *Hansische Geschichtsblätter* 114 (1996), S. 3-60 も参照。

(71) Jürgen Bolland (Bearb.), *Hamburgische Burspraken 1326 bis 1594*, Teil 2, Hamburg 1960, Nr. 15-1.

ルのブドウ酒とケルンのライン産ブドウ酒に限り例外的に客人間取引が許可され、1580～90年代にはその他の商品にも適用範囲が拡大されたが、客人間取引が完全に自由化されることはなかった。⁽⁷³⁾

このような経緯を経て、1604年に客人取引が許可される商品とされない商品が整理された。この規定は以後何十年も有効となるものである。客人取引が禁じられている商品グループは2種類ある。すなわち、①客人間取引はできないが、「客人料 *Gastpfennig*」を支払えば市民と取引をするか、市民の代理人を立てることができる商品、②客人間取引は認められず、「客人料」を支払って市民と取引することも、代理人を立てることも認められない商品である。⁽⁷⁴⁾ それぞれ以下の商品が挙げられている。⁽⁷⁵⁾

- ① 麻、ピッチ、タール、クラップ材、⁽⁷⁶⁾オーク材、⁽⁷⁷⁾麻織物、染色されたイングランド産・ザルツヴェーデル産・マルク産・オスナブリュック産の毛織物、染色の有無を問わずその他の毛織物、弾薬、索具、灰、羊毛、鉛、鉄、オズムント鉄、その他類似の商品。
- ② あらゆる種類の穀物、フランス産ブドウ酒、甘口ブドウ酒、⁽⁷⁸⁾果実、バタ

(72) Richard Ehrenberg, *Hamburger Handel und Handelspolitik im 16. Jahrhundert*, Hamburg 1885, S. 34.

(73) Ehrenberg, *Handel und Handelspolitik*, S. 36 f.

(74) Poettering, *Handel*, S. 51.

(75) 当該史料は Johann Friedrich Blank, *Sammlung der von E. Hochedlen Rat der Stadt Hamburg ... ausgegangenen allgemeinen Mandate, bestimmten Befehle und Bescheide, auch beliebten Aufträge und verkündigten Anordnungen*, Teil 1, Hamburg 1763, S. 491-493. さらに Poettering, *Handel*, S. 50-55 も参照。客人間取引が許可されている商品を以下に列挙する：「イタリア商品」、「スペイン商品」、ライン産ブドウ酒、ハンガリー銅、宝石、真珠、コチニール、インディゴ、その他高価な染料、アカミノキ（ログウッド）、黒檀、ブラジルボクその他類似のもの、象牙、砂糖、胡椒、丁子、ニクズクの実、ニクズクの花、生姜、各種香料・香辛料（*Spezerei oder Gewürze*）、金、絹糸、ピロード、絹織物、粗目毛織物、セイ織、ファスチアンあるいはバルヘント（ただし反売りではなく梱か樽売り）、「プレスラウの赤色染料（茜のこた）」、イングランド産錫、イングランド産白地毛織物、蜜蠟、亜麻、ニュルンベルク製品、シュレジエン産麻織物とその他類似商品。

(76) 樽板に加工される木材。

(77) Wagenschoss または Wagenschott と呼ばれる、船舶、板張り、家具に用いられる高品質のオーク材。

(78) 上述したスペインのペドロ・ヒメネスや、ポルトガルのポルト産ブドウ酒を指すものと考えられる。

一、チーズ、ニシン、カレイ、乾燥ニシン、塩、ベルゲンおよびアイスランド商品⁽⁷⁹⁾、その他類似の商品。

これらの規制商品を、上掲第3表に記載した外来商人の取引内容と照らし合わせてみると、バルト海地方-イベリア半島を結ぶ商品取引とハンブルクの商業制度との関係について、重要な示唆が得られる。まず、①のカテゴリーに分類される商品の多くを、市民権を持たないネーデルラント商人やポルトガル=ユダヤ商人がイベリア半島へ輸出していた点が注目される。すなわち木材、索具、タール、火薬などであり、その主要な産地は上述のようにバルト海地方であった。これらの商品を市民権のない外来商人がハンブルクでイベリア向けに輸出しようとする場合、同市市民の仲介を経る必要があったのである。ファン・ダーヘンやダントラートの輸出来には、このような取引が介在していたはずである。

次に注目すべきは②のグループに属するブドウ酒である。イベリアからのブドウ酒輸入に占める市民の割合は高く、1632年で59.2パーセント、1647年で73.8パーセントであった⁽⁸⁰⁾。第3表からもわかるように、市民権を有さない商人の輸入も記録されていることから、規制は厳格には守られていなかったようである。とくにネーデルラント商人には規制の適用は緩やかであったようであるが⁽⁸¹⁾、それでも市民権を有するネーデルラント出身者の中にブドウ酒の大規模輸入商（ドッペラー・エルベン）がいたことは、制度の影響を示すものであると言えよう。ドッペラー・エルベンは、バルト海地方に向けたブドウ酒輸出にも従事していた。1637年の記録によると、彼の全陸路輸出167パイプのうち142パイプがバルト海地方へ輸出された⁽⁸²⁾。これは同年のハンブルクからバルト海に向けた陸路輸出総量の12.5パーセントに当たる。同時期（1632年）に市民権獲得が認められていなかったポルトガル=ユダヤ商人がイベリアからブドウ

(79) 主に干し鰯を中心とした魚類と考えられる。

(80) Poettering, *Handel*, S. 209.

(81) それは次の穀物の場合にも当てはまる。

(82) StAH, Senat Cl. VII Lit. Ea Pars 1 No. 3g Vol. 11, 12. 正確には1636年10月21日から1637年10月21日の記録である。

酒を輸入した割合は1パーセントに過ぎない。⁽⁸³⁾

最後に②のグループに属する穀物について考察する。イベリアへの穀物輸出においても市民の割合が高く、1632年で68.1パーセント、1647年で75.8パーセントである。⁽⁸⁴⁾しかし、市民権を有さないネーデルラント商人ドゥ・ボワの穀物輸出は大規模であった。その背景は、ネーデルラント商人に対する穀物取引規制は1615年に弱められたことであろう。すなわち同年以降、ネーデルラント商人によるエルベ川下流の穀物の自由な取引がハンブルクで認められるようになった。⁽⁸⁵⁾しかしポルトガル＝ユダヤ商人の穀物取引への参加は認められず、彼らによるイベリア向け穀物輸出は例外的に見られるに留まった。上述したように、ポルトガル＝ユダヤ商人の輸出の中心は、市民からの買い付けが認められていた①のグループに属する商品群、とりわけバルト海地方からの輸入品であった。⁽⁸⁶⁾

以上から、外来商人の取引活動を制約する制度が、彼らの商品取引に大きな影響を及ぼしていたことが判明する。客人取引の規制は、外来商人がハンブルクでバルト海地方の商人と直接商品交換することを制限し、ハンブルク市民による仲介業務を制度化したのである。

これにより、ハンブルクを中継して結ばれるイベリア半島とバルト海地方の取引構造に特定の形が与えられた。M. ライスマンは、1630年代と1640年代のハンブルクの税台帳の分析から、陸上貿易で検出される地元商人のうち海上貿易にも従事しているものの割合はわずか65パーセントであるとした。イベリア貿易と陸上貿易両方に名前が現れる地元商人の割合はさらに低く、48パーセントであるという。⁽⁸⁷⁾一方、陸上貿易を担っていたのは主に地元商人であっ

(83) Poettering, *Handel*, S. 210.

(84) Poettering, *Handel*, S. 209.

(85) Poettering, *Handel*, S. 209.

(86) 1604年の規定には本稿でその意義を強調したスウェーデン銅が含まれず、ハンガリー銅が客人取引可能商品として現れるのみである。三十年戦争以前にハンブルクで中心的に扱われていたのがハンガリー銅であったためと思われるが、はっきりした理由は不明である。

(87) Reißmann, *Kaufmannschaft*, S. 104.

⁽⁸⁸⁾ ところで当時のハンブルクの陸上貿易の中心はリューベックとの取引であり、さらに同市バルト海貿易は主にこの陸路を通じて行われていた。⁽⁸⁹⁾ つまり、リューベックとの陸上貿易によりバルト海地方との商品取引に中心的に従事する地元商人が多数いた。都市商業規制によってバルト海地方の商品（上記①グループの商品）を直接調達できなかった、市民権のない外来イベリア貿易商人は、このような商人を通じてイベリア向け輸出品を確保していたのであろう。外来商人と地元商人の役割分担が、ここに見られる。言い換えれば、外来商人がイベリア半島にもつ取引ネットワークと、地元商人がバルト海地方にもつ取引ネットワークが、ハンブルクにおいて接合していたのである。

このような取引を、個々の商人の具体的な事業の事例にまで掘り下げて検討することは、史料状況からして現在のところ難しい。限られた証拠から、たとえば地元商人バルトルト・ブロッケスが一例として挙げられる。彼はリューベック市長の息子であり、1628年にハンブルクで市民権を獲得した。⁽⁹⁰⁾ イベリア貿易には直接携わっていた証拠はないが、イベリア貿易に特徴的な商品をリューベックへ活発に輸出していた。すなわち1637年の『陸路税台帳』によると、砂糖41樽と12梱、砂糖液40と1/2樽、生姜44袋、インディゴ21樽、干しブドウ12樽、スマック50袋、ペドロ・ヒメネス42パイプ、火酒27パイプ（一部スペイン産が明記される）、タバコ2樽、コチニール5樽、染色木13樽、⁽⁹²⁾ 月桂樹の葉2樽などが輸出された。⁽⁹³⁾ 一方でリューベックやダンツィヒには彼の共同事業者がおり、リューベックからハンブルクへ火薬の原料となる硝石、獣脂、ライ麦、小麦、大麦、羊毛、クラップ材、赤色染料、灰汁、ハンガ

(88) 1637年5月26日から7月7日の間にハンブルクを出発した荷馬車13両の荷主318人のうち218人(約68パーセント)が地元商人であった。Reißmann, *Kaufmannschaft*, S. 103.

(89) 菊池「ハンブルクの陸上貿易」

(90) Reißmann, *Kaufmannschaft*, S. 221 f.

(91) アフリカやアジアの亜熱帯地域に生育するウルシ科の植物で、染料や香辛料となる。

(92) 染色木は細かく刻まれるか粉末状にされ、樽に詰められて輸送される。

(93) ほかに蜂蜜、魚類、金属なども挙げられる。1637年の『陸路税台帳』では、彼は専らリューベックとの取引に従事していた。StAH, Senat Cl. VII Lit. Ea Pars I No. 3g Vol. 11, 12.

リー銅、蜜蠟が輸入された。⁽⁹⁴⁾

結論と展望

中世ハンザ商業の衰退、近世北海・大西洋商業の発達という過程の中で、ハンブルク商業はどのように発展したのか、それを明らかにするために、本稿では外来商人の商品取引、都市商業制度、ネットワークの観点から同市のイベリア貿易とバルト海貿易の関係を分析し、先行研究の商業発展像を批判的に検討した。

外来商人がハンブルクのイベリア貿易に大きな刺激をもたらしたという点で、先行研究に異論をはさむ余地はない。しかし、イベリア貿易の発達と対照的なバルト海貿易の衰退という捉え方は見直されるべきであろう。イベリア半島とバルト海地方は、商品交換を通じて密接に結びついており、外来商人の商品取引もそれを明確に示していた。

ハンブルクにおける弱いギルド規制や、宗派の異なる商人を受容する積極的移住者政策といった制度的な自由が、ネーデルラント商人やポルトガル＝ユダヤ商人による活発な商業活動につながったという点でも、先行研究の主張は否定されない。しかし、それはコインの一面のみを捉えていると言える。外来商人の商業活動の自由は限定的なものであり、客人取引の制限はイベリア半島とバルト海地方を結ぶ貿易の構造に大きく影響した。外来商人が、イベリアへの輸出において重要な位置を占めたバルト海地方の商品の多くを直接調達することは困難であり、ハンブルク市民の仲介を必要とした。イベリア半島から輸入されたブドウ酒の再輸出の多くも、ハンブルク市民権をもつ商人の手に握られていた。西・南ヨーロッパ外来商人がハンブルクに持ち込んだ商業ネットワークは、ハンブルク商人がバルト海地方にもつネットワークに接合したのであり、その接合の枠組みを作ったのが、外来商人の商品取引を規制する制度であった。

(94) StAH, Reichskammergericht, B 15.

最後に、本稿の結論に基づいた展望について述べたい。近年、近世北方ヨーロッパ経済における北海地方とバルト海地方の経済的統合が近年議論されている⁽⁹⁵⁾。本稿の主張は、ハンブルクが近世北海（さらに大西洋）商業にバルト海地方のリューベックを中心とした中世ハンザ商業を接合するという役割を果たすことで、両経済圏の橋渡しをしていたことを含意する。本稿では商人、制度、ネットワークという観点からのアプローチが試みられたが、議論はまだ洗練されていない。今後はより多様な観点からこの問題を取り扱うことが課題となる。近年ハンザ史研究では、制度や社会的ネットワークなどの概念によってハンザ商業を論じる動きが盛んになっているが、そこから得られる知見を近世商業への移行の問題につなげる必要がある。このことについては、研究動向の紹介を含め、稿を改めて論じたい。

* 本稿は、平成 26 年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究活動スタート支援（課題番号 26885052）による研究成果の一部である。

(95) David S. JACKS, "Market Integration in the North and Baltic Seas, 1500-1800", *Journal of European Economic History* 33-2 (2004), pp. 285-329; Christiaan van Bochove, "Market Integration and the North Sea System (1600-1800)", in Hanno Brand / Leos Müller (eds.), *The Dynamics of Economic Culture in the North Sea- and Baltic Region in the Late Middle Ages and Early Modern Period*, Hilversum 2007, pp. 155-169.